

建築基準法施行細則（昭和 36 年京都府規則第 27 号）新旧対照表

現行	改正案	
<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第 3 条 法第 52 条第 14 項（第 3 号に係る部分に限る。）、第 53 条第 4 項若しくは第 5 項若しくは第 55 条第 3 項、法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は法第 58 条第 2 項若しくは第 59 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 43 条第 2 項第 2 号、第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 47 条ただし書、第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項（第 3 号を除く。）、第 53 条第 6 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 55 条第 4 項各号のいずれか、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 68 条の 7 第 5 項、第 85 条第 3 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は第 87 条の 3 第 3 項若しくは第 5 項から第 7 項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項の規定による申請書（法第 85 条第 5 項又は第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第 44 号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第 85 条第 5 項又は第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の 1 の項に規定する図書については、既に所長に提出さ</p>	<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第 3 条 法第 52 条第 14 項（第 3 号に係る部分に限る。）、第 53 条第 4 項若しくは第 5 項若しくは第 55 条第 3 項、法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は法第 58 条第 2 項若しくは第 59 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 43 条第 2 項第 2 号、第 44 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 47 条ただし書、第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項（第 3 号を除く。）、第 53 条第 6 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号、第 55 条第 4 項各号のいずれか、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 68 条の 7 第 5 項、第 85 条第 3 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は第 87 条の 3 第 3 項若しくは第 5 項から第 7 項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項の規定による申請書（法第 85 条第 5 項又は第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第 44 号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第 85 条第 5 項又は第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の 1 の項に規定する図書については、既に所長に提出さ</p>	

<p>れている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。</p> <p>3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定(法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合を除く。)により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書(当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書)を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>れている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。</p> <p>3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定 _____ により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書 _____ を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合</u> <u>別表第1の1の表の2の項に規定する図書(当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書)</u></p> <p>(2) <u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第17条第2項の規定により読み替えて適用する法第48条第1項から第13項まで(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定のただし書の規定による許可を受けようとする場</u></p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備(1号に移動)</p> <p>規定整備(本則から1号に移動)</p> <p>空家法の改正に合わせ新設</p>
---	---	---

<p>4 <u>法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定（法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。）により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 2 の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第 1 号様式による調書）を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 3 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>6 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項ただし書又は第 60 条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、知事に提</p>	<p><u>合 別表第 1 の 1 の表の 2 の 2 の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第 1 号様式による調書）</u></p> <p>4 <u>前項に規定する許可が法第 48 条第 15 項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第 16 項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本 2 通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。</u></p> <p>5 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 3 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>6 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項ただし書又は第 60 条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、知事に提</p>	<p>規定整備</p>
--	--	-------------

<p>出しなければならない。</p> <p>7 法第 67 条第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 5 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>8 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 6 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>9 法第 68 条の 3 第 4 項又は第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 7 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>10 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書若しくは第 14 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>7 法第 67 条第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 5 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>8 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 6 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>9 法第 68 条の 3 第 4 項又は第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 7 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>10 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書若しくは第 14 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	
--	--	--

<p>11 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定(法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。</p> <p>(認定申請書及び添付図書)</p> <p>第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第 2 項に規定する承諾書及び別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定(法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。</p> <p>(認定申請書及び添付図書)</p> <p>第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第 2 項に規定する承諾書及び <u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる</u> 図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 次号に規定する認定以外の認定を受けようとする場合</u> <u>別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書</u></p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備（1号に移動）</p>
--	--	--------------------------------

<p>3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>6 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>7 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p>	<p><u>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第43条第2項の規定による認定を受けようとする場合 別表第1の2の表の1の2の項に規定する図書</u></p> <p>3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>6 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>7 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p>	<p>空家法の改正に合わせ共通ではない文書を各号に規定</p>
---	---	---------------------------------

<p>ない。</p> <p>8 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>10 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>11 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の5の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>12 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の6の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p>	<p>ない。</p> <p>8 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>10 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>11 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の5の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>12 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の6の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p>	
--	--	--

13 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

14 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
(3) 各階平面図		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
(4) 2面以上の立面図		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
		縮尺
		開口部の位置

13 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

14 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
(3) 各階平面図		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
(4) 2面以上の立面図		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
		縮尺
		開口部の位置

		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造			延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	空家法の改正 に合わせ新設
	(5) 2面以上の断面図	縮尺 地盤面 各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ		(5) 2面以上の断面図	縮尺 地盤面 各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	
	(2) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途		(2) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途	
(新設)			2	(1) 2の項に規定する図書	当該図書に係る2の項に規定する明示事項	
			2	(2) 区域図	縮尺及び方位 空家等活用促進区域の境界線 敷地の位置	
3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	
	(2) 日影図	縮尺及び方位 敷地境界線 用途地域等の境界線 日影時間の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅 敷地内における建築物の位置 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		(2) 日影図	縮尺及び方位 敷地境界線 用途地域等の境界線 日影時間の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅 敷地内における建築物の位置 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	

		<p>法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）</p> <p>建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状</p> <p>建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間</p> <p>建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線</p> <p>土地の高低</p>			<p>法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）</p> <p>建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状</p> <p>建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間</p> <p>建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線</p> <p>土地の高低</p>	
	(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式		(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式	
	(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式		(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	
4	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	4	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	
	(2) 区域図	縮尺及び方位 特例容積率適用地区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の境界線		(2) 区域図	縮尺及び方位 特例容積率適用地区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の境界線	

		特例敷地又は敷地の位置			特例敷地又は敷地の位置
5	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	5	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位		(2) 区域図	縮尺及び方位
		特定防災街区整備地区の区域の境界線			特定防災街区整備地区の区域の境界線
		防災都市計画施設の位置 敷地の位置			防災都市計画施設の位置 敷地の位置
6	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	6	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位		(2) 区域図	縮尺及び方位
		景観地区の区域の境界線 敷地の位置			景観地区の区域の境界線 敷地の位置
7	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	7	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位		(2) 区域図	縮尺及び方位
		地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区画の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区画の区域の境界線 敷地の位置			地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区画の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区画の区域の境界線 敷地の位置
8	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	8	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位		(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地の境界線 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ロ又			敷地の境界線 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ロ又

		はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。)
(3)	平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
(4)	側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
(5)	用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途

2 認定申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
(新設)		
2	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置
	(3) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図
3	1の表の6の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の6の項に規定する明示事項

		はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。)
(3)	平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
(4)	側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
(5)	用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途

2 認定申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
1	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
2	(2) 区域図	縮尺及び方位 空家等活用促進区域の境界線 敷地の位置
2	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置
	(3) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図
3	1の表の6の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の6の項に規定する明示事項

空家法の改正
に合わせ新設

4	1の表の7の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の7の項に規定する明示事項	4	1の表の7の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の7の項に規定する明示事項		
5	(2) 崖又は擁壁の断面図	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項	5	(2) 崖又は擁壁の断面図	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
		縮尺	縮尺				
		崖の上端又は下端から建築物までの水平距離	崖の上端又は下端から建築物までの水平距離				
		崖の高さ、勾配及び土質	崖の高さ、勾配及び土質				
		切土又は盛土をする前の地盤面	切土又は盛土をする前の地盤面				
		崖面の保護方法	崖面の保護方法				
		擁壁の寸法及び勾配	擁壁の寸法及び勾配				
		裏込コンクリートの寸法	裏込コンクリートの寸法				
		透水層の位置及び寸法	透水層の位置及び寸法				
		擁壁を設置する前後の地盤面	擁壁を設置する前後の地盤面				
		基礎地盤の土質	基礎地盤の土質				
		基礎ぐいの位置、材料及び寸法	基礎ぐいの位置、材料及び寸法				
水抜き穴の位置及び寸法	水抜き穴の位置及び寸法						
6	(2) 現況図	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項	6	(2) 現況図	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
		縮尺及び方位	縮尺及び方位				
		敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途	敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途				
		敷地周囲の通路及び空地の配置	敷地周囲の通路及び空地の配置				
		隣地の土地利用	隣地の土地利用				
6	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項	6	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項		